

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	軍の海外任務に関するフランスの刑事法制改革
他言語論題 Title in other language	Criminal Legislation on Overseas Military Operations in France
著者 / 所属 Author(s)	林 瞬介 (HAYASHI Shunsuke) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	835
刊行日 Issue Date	2020-08-20
ページ Pages	51-73
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	フランスにおける軍人の国外犯と国際人道法違反に関する刑事法制改革の経緯と現状を概観し、軍の海外任務で生じるおそれのある軍人の行動の刑事責任にどのように対処してきたかを明らかにする。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

軍の海外任務に関するフランスの刑事法制改革

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 林 瞬介

目 次

はじめに

I フランスの刑事法制と軍事司法制度

- 1 刑法
- 2 刑事裁判所
- 3 刑事裁判の第一審
- 4 軍事司法制度

II 軍の構成員の国外犯と国際人道法違反に関する刑事法制の改革

- 1 2000年代以前の制度
- 2 2010年の改革—国際刑事裁判所に関するローマ規程の規定する犯罪の国内法化—
- 3 2011年の改革—国外で行われた犯罪に管轄権を行使する軍事裁判所の廃止—
- 4 2013年の改革—海外任務における軍事作戦で発生する事件の特例の整備—

III 軍の構成員が国外で行った犯罪に係る刑事法制の特別規定

- 1 管轄権
- 2 裁判所の構成
- 3 手続
- 4 海外任務における軍事作戦で発生する事件の特例

おわりに

キーワード：軍事司法制度、軍事裁判所、軍法会議、国際人道法、海外派遣

要 旨

- ① フランスの司法権に属する裁判所には普通法裁判所と例外裁判所があり、普通法裁判所の中から指定された軍事専門普通法裁判所が平時に国内で軍人が勤務中に行った重大な犯罪に管轄権を行使する。
- ② 2000年代まで、武力紛争に適用される国際人道法に違反した戦争犯罪者は、一般刑法上の犯罪又は軍事犯罪として処罰されるものとされていたが、2010年に刑法典に戦争犯罪の規定を新設した。この2010年の改革は、国際刑事裁判所が管轄権を行使し得る犯罪（コア・クライム）を国内裁判所で処罰できるようにするために行われた。
- ③ 2000年代まで、平時に国外で軍人その他の軍の構成員が行った犯罪は、軍に設置される例外裁判所である軍事裁判所で訴追されていたが、2011年の裁判所組織を簡素化する法律によって軍事裁判所を廃止した。この2011年の改革は、軍事裁判所の国防大臣からの独立性を不十分とする批判を背景としていた。
- ④ 2013年に、国外で軍人が任務遂行の過程で行った犯罪の裁判に関する特例を設ける法律を制定し、検察官が訴追しない場合に、裁判官が被害者の申立てを受理して裁判の手続を開始させることができないようにした。この2013年の改革は、裁判官が、アフガニスタンで死亡した兵士の遺族の申立てを受理したことにより、裁判所が軍事作戦の実行が適切かどうかを一般刑法に基づいて判断する可能性が生じたために行われた。
- ⑤ 改革後の刑事法制では、パリに所在する軍事専門普通法裁判所が、国外で軍の構成員によって、又は軍の構成員に対して行われたあらゆる性質の犯罪に管轄権を行使し得る。この裁判所では、専門的な知識を有する検察官と裁判官が、犯罪の訴追、予審及び判決を行う。
- ⑥ 国外で軍の構成員が行った犯罪の裁判の手続には多くの特別規定がある。この特別規定は、海外任務に従事する軍人の行動が刑事責任を問われることにより、政府や軍人に不利益が生じるおそれが現実のものとならないように制度的に保証するものである。
- ⑦ 自衛隊の海外活動に係る刑事法制を検討する場合には、フランスで議論されてきたように、隊内の秩序と規律の維持と公正な裁判を両立させ、自衛隊の適正な活動に資する制度はどのようなものであるかについて、十分な議論を尽くすことが求められる。

はじめに

過去 30 年間に広く行われるようになった自衛隊の海外における活動⁽¹⁾ に対して、刑事法制上の課題が指摘されている。

国会の審議では、刑法（明治 40 年法律第 45 号）の国外犯規定が取り上げられてきた⁽²⁾。すなわち、自衛隊の派遣に際しては、派遣先国との間で、派遣される要員の地位に関する協定又は取極（以下「地位協定」という。）が結ばれ、要員は、実行した疑いのある犯罪について派遣先国の刑事裁判権から免除される。ところが、刑法は国外で過失犯として責任を問われる行為を行った国民を処罰することのできる国外犯規定を有さないため、活動に当たって自衛隊の隊員が交通事故で人を死傷させたり、民間人を誤射で死傷させたりした場合に、我が国と派遣先国のどちらでも訴追することができず問題がある、というものである⁽³⁾。

研究者や実務者が指摘する自衛隊の海外活動に係る刑事法制上の課題は、国外犯規定にとどまらない。

海外活動において、隊員が義務や規律に反する行動を行ったり、犯罪に巻き込まれたりする事態の発生を抑制し、事件が発生した場合には迅速かつ適切に解決させるために、軍刑法⁽⁴⁾に相当する隊員に適用される刑法、軍事裁判所⁽⁵⁾に相当する隊員を訴追する裁判所等、諸外国の軍事司法制度に相当する特別な刑事司法制度が必要とされているとする意見がある⁽⁶⁾。

また、隊員が現地で武力紛争に巻き込まれるおそれがあるとして、武力紛争に適用される国際法である国際人道法に反する犯罪を行った戦争犯罪者を処罰するための特別刑法の制定を求める声も上がっている⁽⁷⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020（令和 2）年 7 月 1 日である。

- (1) 1992（平成 4）年に開始されたカンボジア等における国際平和協力業務、2001（平成 13）年に開始されたインド洋における諸外国の軍隊等に対する協力支援活動、2004（平成 16）年に開始されたイラクにおける人道復興支援活動、2009（平成 21）年に開始されたソマリア沖における海賊対処行動、2020（令和 2）年に開始された中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する情報収集活動等が行われてきた。
- (2) 第 156 回国会衆議院イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第 8 号 平成 15 年 7 月 3 日 pp.19-20; 第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第 6 号 平成 27 年 6 月 1 日 pp.25-26; 第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 20 号 平成 27 年 9 月 14 日 pp.42-43; 第 198 回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第 1 号 平成 31 年 2 月 27 日 pp.14-15; 第 201 回国会衆議院予算委員会会議録第 14 号 令和 2 年 2 月 19 日 pp.26-27.
- (3) 明田川融『日米地位協定—その歴史と現在—』みすず書房、2017、pp.267-270; 伊勢崎賢治・布施祐仁『主権なき平和国家—地位協定の国際比較からみる日本の姿—』集英社クリエイティブ、2017、pp.207-209.
- (4) 一般刑法に対応する罪がない軍特有の犯罪の構成要件と刑罰を規定する法規（宮木浩「自衛隊が備えるべき軍刑法—自衛隊軍刑法総論へのアプローチ（その 1）」『鵬友』33 巻 6 号、2008.3、p.13.）。
- (5) 軍人の規律違反や犯罪行為を裁く裁判所（山田康夫「軍事司法制度」『防衛法研究』10 号、1986.10、p.125.）。
- (6) 奥平穠治「防衛司法制度検討の現代的意義—日本の将来の方向性—」『防衛研究所紀要』13 巻 2 号、2011.1、pp.115-137。<http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j13-2_5.pdf> 隊員を訴追する裁判所については、日本国憲法第 76 条第 2 項に「特別裁判所は、これを設置することができない。」と規定されていることから、憲法を改正し特別裁判所として設置する必要があるとする意見（河井繁樹「自衛隊司法制度の検討—軍刑法や軍法会議に相当する制度の必要性—」『陸戦研究』610 号、2004.7、p.33.）や、事実認定を役割とする準司法機関（審判所）とし、量刑は一般の裁判所に委ねるとする意見（中野義久「今後の国際平和協力活動における法的枠組みの検討—本来任務化に対応する軍事司法制度についての提言—」『陸戦研究』655 号、2008.4、pp.29-31.）がある。
- (7) 伊勢崎賢治「『戦力』による人道法違反を裁く法体系を」伊勢崎賢治ほか『9 条「加憲」案への対抗軸を探る』かもがわ出版、2018、pp.16-18。ただし、政府は、国際人道法に反する犯罪は刑法等の我が国の法律により処罰が可能であるとしている（第 159 回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第 12 号 平成 16 年 5 月 28 日 p.10.）。

他方、国外犯規定の整備について、防衛省・自衛隊内には、隊員個人に刑事責任を負わせたり、自衛隊の海外活動を萎縮させたりするおそれに対する懸念の声があるという⁽⁸⁾。また、特別な刑事司法制度においては、司法の防衛省・自衛隊からの独立と公正な手続の確保や、裁かれる側に立つ可能性のある隊員の人権への配慮が必要であるとする意見もある⁽⁹⁾。

諸外国においては、米国では、軍人が国内外で行った義務や規律に反する行動（以下「軍事犯罪」という。）及び一般刑法上の犯罪を軍事裁判所（Court-Martial）に訴追することができる。また、戦争犯罪者を軍事裁判所に訴追することができる⁽¹⁰⁾。

英国では、国内外で軍人が行った軍事犯罪及び一般刑法上の犯罪を軍事裁判所（Court Martial）、軍務文民裁判所（Service Civilian Court）等に訴追ことができ、戦争犯罪者は、1957年ジュネーブ諸条約法（Geneva Conventions Act 1957）等の個別法に基づいて処罰される⁽¹¹⁾。

ドイツでは、軍事裁判所を設置していないが、軍人が国外への派遣中に、又は国外への派遣に関連して行った犯罪を国内の一般の裁判所に訴追ことができ、戦争犯罪者は、特別刑法である国際刑法典（Völkerstrafgesetzbuch）に基づいて処罰される⁽¹²⁾。

フランスでは、近年、軍人の国外犯と国際人道法違反に関する刑事法制の改革が行われた。2011年に軍事司法法典（Code de justice militaire）を改正して、平時に軍人が国外で行った軍事犯罪及び一般刑法上の犯罪を訴追していた常設の軍事裁判所を廃止した⁽¹³⁾。また、2010年に刑法典（Code pénal）を改正して、戦争犯罪者の処罰に関する規定を新設した⁽¹⁴⁾。

フランスは過去30年間、欧州域外の地域紛争への対処を重視し、軍を徴兵制の国民軍から域外展開を中心的な任務とする志願制の職業軍へと再編してきた⁽¹⁵⁾。軍の任務における海外任務の比重は増加し、軍人が国外における行動に刑事責任を負わなければならないおそれは、以前よりも高まっていると指摘されている⁽¹⁶⁾。

それでは、軍の海外任務が拡大する中で、軍人の国外犯と国際人道法違反に関する刑事法制の改革について、フランスではどのような議論がなされてきたのだろうか。本稿は、その経緯と現状を概観し、フランスが軍の海外任務で生じるおそれのある軍人の行動の刑事責任に対してどのように対処し、刑事法制を海外任務の拡大に適応させてきたかを明らかにすることを目的とする。

(8) 「駆けつけ警護 撃って住民死なせたら—PKO 潜む誤射リスク」『朝日新聞』2016.11.28; 「法の空白」解消検討 自衛隊海外派遣時 過失犯罪対象 河野防衛相」『毎日新聞』2020.2.22.

(9) 西村峯裕「我が国における軍事司法の可能性」『産大法学』39巻1号, 2005.7, pp.25-27. <https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1796&file_id=22&file_no=1>; 幡新大実「平和維持軍と国際刑事法—連合王国陸軍軍法会議の事例を踏まえた比較法的考察—」『軍事史学』42巻3・4号, 2007.3, pp.268-270.

(10) 久古聡美・林瞬介「米英仏独の軍事司法制度の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1063号, 2019.6.27, pp.1-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11298506_po_1063.pdf?contentNo=1>

(11) 同上, pp.4-6; 松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置」『レファレンス』640号, 2004.5, pp.47-48. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999945_po_064002.pdf?contentNo=1>

(12) 久古・林 同上, pp.9-11; 松葉 同上, pp.48-49.

(13) 白取祐司「憲法「改正」と軍事裁判所」法学館憲法研究所編『日本国憲法のコア—改憲ではなく、憲法を活かすために—』日本評論社, 2017, pp.123-124; 小川和久『戦争が大嫌いな人のための正しく学ぶ安保法制』アスペクト, 2016, pp.152-155.

(14) Etienne Vergès et al., “Chronique législative: adaptation du droit international en droit français,” *RSC: revue de science criminelle et de droit pénal comparé*, 2010, N° 4, octobre / décembre 2010, pp.896-904. <https://www.cairn.info/load_pdf.php?ID_ARTICLE=RSC_1004_0896&download=1>

(15) 小窪千早「フランスの軍事・国防」渡邊啓貴・上原良子編著『フランスと世界』法律文化社, 2019, p.165.

(16) Claire Saas, “Les tribunaux militaires en France,” Elisabeth Lambert Abdelgawad et al., *Juridictions militaires et tribunaux d’exception en mutation: perspectives comparées et internationales*, Paris: Éditions des archives contemporaines, 2007, p.347.

I フランスの刑事法制と軍事司法制度

第I章では、軍の海外任務に関するフランスの刑事法制について検討する前提として、フランスの刑事法制と軍事司法制度について整理する。

1 刑法

(1) 刑法の原則

フランス刑法の法源には、法律、デクレ（décret）等の規則、及び国際条約がある⁽¹⁷⁾。

犯罪の処罰は、罪刑法定主義（principe de la légalité）を原則とし、法律又はコンセイユ・デタ（Conseil d'État）⁽¹⁸⁾の議を経たデクレに犯罪の構成要件と刑罰が定められていなければならない。

定められた刑罰の重さにより、犯罪は、3,000ユーロ⁽¹⁹⁾未満の罰金に処せられる違警罪（contravention）、10年以内の拘禁、罰金又は代替刑である社会奉仕労働等に処せられる軽罪（délit）、及び10年を超える有期又は無期の懲役又は禁固に処せられる重罪（crime）の3種類に分類され、裁判における手続等が異なる⁽²⁰⁾。

(2) 刑法の適用範囲

フランスの刑法は、属地主義⁽²¹⁾に基づき、刑法の場所的適用範囲を国内とし、原則として国内で行われた犯罪を処罰する。

一方、属人主義⁽²²⁾に基づき、国外犯規定は刑罰の重さに応じて適用される。すなわち、フランス国民が国外で犯した重罪及び軽罪並びにフランス国民が国外で被害者となった重罪及び軽罪であって、被疑者が外国で刑事裁判の確定判決を受けていないもの（軽罪は、その行為が行われた国の刑法で処罰され得る犯罪に限る。）は、フランスの裁判所において訴追することができる⁽²³⁾。

2 刑事裁判所

(1) 裁判所の組織

フランスは、司法権に属する司法系統（Ordre judiciaire）の裁判所と執行権に属する行政系統（Ordre administratif）の裁判所を有する二元的裁判制度を採用している⁽²⁴⁾。刑事裁判は、司

(17) 島岡まなほか『フランス刑事法入門』法律文化社、2019、pp.10-12.

(18) 裁判権限と行政権限を併せて有する機関で、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「國務院」と訳されることもある（Raymond Guillien・Jean Vincent 編著（中村絃一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂、2012、pp.107-108.（原書名：Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridiques*, 16^e éd., Paris: Dalloz, 2007.））。

(19) 1ユーロは約117円（令和2年7月分報告省令レート）。

(20) 島岡ほか 前掲注(17)、p.16.

(21) 自国の領域内で行われた犯罪に対して刑事管轄権を及ぼす原理を属地主義という（三井誠ほか編『刑事法辞典』信山社、2003、pp.510-511.）。

(22) 自国民が犯した犯罪又は自国民が被害者となった犯罪に対して、犯人又は被害者の本国であることを理由として刑事管轄権を及ぼす原理を属人主義という（同上、p.510.）。

(23) 島岡ほか 前掲注(17)、pp.12-13.

(24) 滝沢正『フランス法 第5版』三省堂、2018、pp.179-180.

法最高裁判所である破棄院 (Cour de cassation) の監督の下に、司法系統の刑事裁判所で行われる⁽²⁵⁾。

司法系統の裁判所は、一般的な事項について管轄権 (compétence)⁽²⁶⁾ を行使する普通法裁判所 (jurisdiction de droit commun) と、法令により特別に認められた事項についてのみ管轄権を行使する例外裁判所 (jurisdiction d'exception) に分かれる⁽²⁷⁾。重罪、軽罪及び違警罪に管轄権を行使する普通法裁判所の刑事裁判所は表のとおりである。

表 普通法裁判所の刑事裁判所の組織

犯罪の分類	第一審			控訴審	上告審
	訴追	予審	判決		
重罪	検事正	予審判事	重罪院	控訴重罪院	破棄院刑事部
軽罪			司法裁判所刑事部 (軽罪裁判所)		
違警罪	検事正又は警視		司法裁判所刑事部 (違警罪裁判所)		

(出典) 島岡まなほか『フランス刑事法入門』法律文化社, 2019, p.121 を基に筆者作成。

(2) 検察官及び裁判官

普通法裁判所における検察官と裁判官は、司法官団 (corps judiciaire) と称される単一の職員群 (corps)⁽²⁸⁾ に所属する司法省の職員であり、司法官 (magistrat) と総称される。司法官は各裁判所に検察官又は裁判官として配属され、それぞれが独立して訴追 (poursuite)、予審 (instruction) 及び判決 (jugement) を執行する⁽²⁹⁾。

3 刑事裁判の第一審

(1) 訴追

訴追は、各県に設置されている司法裁判所 (tribunal judiciaire)⁽³⁰⁾ の検事局に所属する検察官を代表して、検事正 (procureur de la République) が、公訴 (action publique) を提起して行う。公訴の提起の方法には、司法裁判所の予審判事 (juge d'instruction) に対する予審開始請求、訴追される者に対する直接呼出し等がある⁽³¹⁾。

犯罪行為者の訴追を望む犯罪被害者は、検事正に告訴 (plainte) をすることができる。また、犯罪被害者は、犯罪行為者が検事正によって訴追された後に、私訴 (action civile)⁽³²⁾ の原告人

⁽²⁵⁾ Guillien・Vincent 前掲注(18), p.250.

⁽²⁶⁾ 裁判所が訴訟を審理し判決する法律上の権能を管轄権という (同上, p.95.)。

⁽²⁷⁾ 滝沢 前掲注(24), p.182.

⁽²⁸⁾ 国家公務員の人事管理の基本単位となるグループを職員群といい、全ての国家公務員はなんらかの職員群に所属する (村松岐夫編著『公務員制度改革一米・英・独・仏の動向を踏まえて』学陽書房, 2008, pp.220-221.)。

⁽²⁹⁾ 島岡ほか 前掲注(17), pp.120-122.

⁽³⁰⁾ 民事裁判と刑事裁判の第一審を審理する普通法裁判所。2020年1月1日におおよそ県を単位として置かれていた大審裁判所 (tribunal de grande instance) と郡を単位として置かれていた小審裁判所 (tribunal d'instance) を統合して設置された ("Réforme de l'organisation judiciaire," 24 décembre 2019. Ministère de la Justice website <<http://www.justice.gouv.fr/le-ministere-de-la-justice-10017/reforme-de-lorganisation-judiciaire-32855.html>>.)。

⁽³¹⁾ 島岡ほか 前掲注(17), pp.155-161. 違警罪は、警視 (commissaire de police) も公訴を提起することができる。

⁽³²⁾ 犯罪被害者が、犯罪行為者に犯罪によって直接に生じた損害の賠償を求める訴えを提起する権利を私訴権という。私訴は、刑事裁判所と民事裁判所のどちらにも提起できる (Guillien・Vincent 前掲注(18), p.13.)。

となることを申し立てて刑事裁判に参加し、犯罪行為者に犯罪で生じた損害の賠償を求めることができる。

重罪及び軽罪の犯罪被害者は、犯罪行為者が検事正によって訴追されていなくても、予審判事に告訴状を提出し、私訴の原告人となる申立てを行うことができる。申立てを受理した予審判事は、検事正に告訴状を転送し、申立てに応じることを命ずる決定をする。すなわち、犯罪被害者は、私訴の原告人となる申立ての結果として、検事正に公訴を提起させ、刑事裁判の手続を開始させること（以下「公訴の発動」という。）ができる権利が保証されている⁽³³⁾。

(2) 予審

予審は、刑事裁判の手続において、訴追された者が実行した疑いのある犯罪の証拠を収集し、犯罪の事実を立証する段階であり、非公開で行われる。重罪の場合は義務付けられ、軽罪の場合は選択的に行うことができ、違警罪の場合は例外的に行うことができる。

予審の裁判は、司法裁判所の裁判官である予審判事と勾留決定判事 (juge des libertés et de la détention)⁽³⁴⁾ が管轄権を行使する。予審判事は、検事正からの予審開始請求、又は犯罪被害者からの告訴状に記載された事実について予審の開始を決定し、証人、予審対象者及び私訴原告人の尋問、現場の臨検、搜索及び差押え、検察意見の聴取、通信傍受、鑑定等の予審処分を決定して事実を明らかにし、予審対象者に犯罪を構成するだけの嫌疑が存在するかを審理して、判決の裁判に移送するかどうかを決定する。

予審対象者の勾留に関する管轄権は予審判事ではなく、勾留決定判事が決定する⁽³⁵⁾。

(3) 判決

判決の裁判は原則として公開される公判で審理し、被告人に有罪又は無罪を言い渡す。

軽罪及び違警罪の判決は、司法裁判所の刑事部が行う。違警罪の判決を下す法廷は裁判官1人で構成され、違警罪裁判所 (tribunal de police) と称され、軽罪の判決を下す法廷は裁判官3人で構成され、軽罪裁判所 (tribunal correctionnel) と称される⁽³⁶⁾。

重罪の判決を下す裁判所は非常設の裁判所である重罪院 (cour d'assises) であり、必要に応じて3か月ごとに県庁所在地に開設される。重罪院は、控訴院 (cour d'appel)⁽³⁷⁾ 又は司法裁判所の裁判官3人と、市民から抽選される陪審員 (juré)⁽³⁸⁾ 6人の合計9人で構成される⁽³⁹⁾。

4 軍事司法制度

(1) 軍事裁判所

軍事司法制度とは、軍人その他の軍の構成員の行った軍事犯罪又は一般刑法上の犯罪に対し

⁽³³⁾ 島岡ほか 前掲注(17), pp.161-163.

⁽³⁴⁾ 予審対象者に勾留を命ずる権限を有する裁判官。「自由と勾留判事」と訳されることもある。司法裁判所の所長、筆頭部長又は部長の地位を有する裁判官の中から所長が任命する (Guillien・Vincent 前掲注(18), p.246.)。

⁽³⁵⁾ 島岡ほか 前掲注(17), pp.167-184.

⁽³⁶⁾ 中村義孝「フランスの裁判制度 (2・完)」『立命館法学』336号, 2011.2, pp.36-39. <<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/11-2/nakamura.pdf>>

⁽³⁷⁾ おおよそ数個の県の領域を管轄区とし、管轄区内の普通法裁判所と例外裁判所によりなされた判断に対する控訴について裁判する司法系統の普通法裁判所 (Guillien・Vincent 前掲注(18), p.128.)。

⁽³⁸⁾ 特定の裁判所において、例外的かつ一時的な資格で刑事裁判を行うことを任務とする市民 (同上, p.252.)。有罪判決等の被告に不利益な決定は陪審員の半数以上の賛成を要する (島岡ほか 前掲注(17), p.200.)。

⁽³⁹⁾ 滝沢 前掲注(24), pp.190-194.

て、一般の司法制度とは別の法体系により処理する制度であり、軍の厳正な規律と秩序の維持を目的としているとされる⁽⁴⁰⁾。軍の構成員が国外で行った犯罪に係る軍事司法制度については第Ⅱ章及び第Ⅲ章で詳述するため、ここでは主に国内における制度について述べる。

フランスの軍事司法制度は、軍事司法法典に原則が定められている。

軍事司法法典は、平時 (temps de paix) と戦時 (temps de guerre) で効力を有する規定が異なる。戦時に効力を有する規定は、フランス共和国憲法第 35 条の規定により、大統領が国会 (Parlement) の承認を得て戦争の宣言 (déclaration de guerre) を行うことで適用される。戦時に効力を有する規定が適用される場合には、破棄院の監督の下において、軍の構成員⁽⁴¹⁾ の刑事裁判を行う例外裁判所である軍事裁判所 (juridiction des forces armées) が軍に設置されるが、平時に効力を有する規定が適用される場合には軍事裁判所は設置されない⁽⁴²⁾。

(2) 軍事専門普通法裁判所

平時に国内で軍人が勤務中に行った重罪又は軽罪は、軍事専門普通法裁判所 (juridiction de droit commun spécialisée en matière militaire) で刑事裁判の第一審が審理される。

軍事専門普通法裁判所は、1983 年に、国内で軍人が行った犯罪に管轄権を行使していた常設軍事裁判所 (tribunal permanent des forces armées) の廃止に伴って設けられた⁽⁴³⁾。司法大臣と国防大臣が共同して提議する大臣会議のデクレにより、一つ又は複数の控訴院の管轄区を範囲とする軍事専門普通法裁判所の管轄区が設定され、管轄区ごとに一つずつの司法裁判所及び重罪院が管轄裁判所に指定される⁽⁴⁴⁾。2020 年 1 月現在、軍事専門普通法裁判所の管轄区は 9 区から成り、ボルドー、リール、リヨン、マルセイユ、メス、パリ、レンヌ、カイエンヌ、トゥールーズの司法裁判所、及び各司法裁判所に対応する重罪院が各管轄区の管轄裁判所に指定されている⁽⁴⁵⁾。

軍事専門普通法裁判所の手続は、刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) の規定に基づいて、一般の刑事裁判所と同様に行われる。ただし、同法典には軍の任務の特殊性を踏まえた特別規定も置かれている。この特別規定に基づいて、検事正は、国防大臣又は国防大臣から権限を与えられた軍の当局者 (以下「国防大臣等」という。) からの告発 (dénonciation) を受理していない犯罪について公訴を提起する場合、事前に国防大臣等に意見書 (avis) を提出するように請求しなければならない等、国防省⁽⁴⁶⁾ の手続への一定の関与が制度的に保証されている⁽⁴⁷⁾。

(40) 山田 前掲注(5), p.121.

(41) フランスの軍事裁判所が戦時に管轄権を行使する軍の構成員は、軍人のほか、軍の文民の職員等を含む。

(42) 久古・林 前掲注(10), p.7. ただし、政府が戦争の宣言に先行する措置である動員令 (mesures de mobilisation) 又は警戒令 (mise en garde) を適用したときは、大臣会議のデクレに基づいて戦時に関する規定を適用することができる (Saas, *op.cit.*(16), p.321.)。

(43) Saas, *ibid.*, pp.316-317. なお、戦時には本国軍事裁判所 (tribunal territorial des forces armées) が設置される (中村 前掲注(36), p.59.)。本国軍事裁判所は戒厳 (état de siège) 又は非常事態 (état d'urgence) の宣言時にも設置され得る (Saas, *ibid.*, p.321.)。本国軍事裁判所が設置されると、軍事専門普通法裁判所の管轄権は停止する。

(44) Jean-Luc Gadaud et Didier Bavart, *Le traitement des affaires pénales militaires en temps de paix*, Paris: L'Harmattan, 2017, pp.32-35.

(45) Décret n° 82-1120 du 23 décembre 1982 fixant la liste et le ressort des juridictions compétentes pour connaître des infractions en matière militaire et de sûreté de l'Etat, annexe. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000518314>>

(46) フランスの国防省は 2017 年に名称を Ministère de la Défense から Ministère des Armées に変更した。変更後の名称は「軍事省」と訳されることもあるが、本稿では変更前と同じ「国防省」の訳語を用いる。

(47) 久古・林 前掲注(10), pp.7-8.

(3) 刑事裁判に関与する国防省の職員

国防省には、軍事司法事務を行う専属の職員として職業軍人 (militaire de carrière) である軍事書記官 (greffier militaire) がおり、軍の法務部のほか、軍事専門普通法裁判所に配置されている。軍事専門普通法裁判所に配置された軍事書記官は、司法官の指揮命令系統の下で裁判官を補助する⁽⁴⁸⁾。

国防省管理総局 (Secrétariat général pour l'administration)⁽⁴⁹⁾ の法務局 (Direction des affaires juridiques) には、軍人が刑事責任を問われる事態に対処するために軍事刑事訟務部 (Division des affaires pénales militaires) が設置されている。この部には、軍事書記官のほか、司法省から国防省に出向した司法官が配属されている⁽⁵⁰⁾。

II 軍の構成員の国外犯と国際人道法違反に関する刑事法制の改革

第II章では、2010年から2013年にかけて行われた、軍人その他の軍の構成員の国外犯と国際人道法違反に関する刑事法制の改革の経緯及び国会の審議における議論を概観する。

1 2000年代以前の制度

(1) 国外で軍の構成員が行った犯罪に管轄権を行使する裁判所

フランス憲法は、自衛権の行使や国際連合の軍事的強制措置を目的として国外に軍を派遣するために戦争の宣言を行うことを求めているとされ⁽⁵¹⁾、フランス本土が戦場となった第二次世界大戦 (1939～1945年) の終戦以来、フランス軍の部隊は平時の任務として国外に派遣され、駐留してきた。

1983年に国内で軍人が行った犯罪に管轄権を行使する常設軍事裁判所は廃止されたが、平時に国外で軍の構成員が行った犯罪に管轄権を行使することのできる軍事裁判所は、西ドイツのフランス軍駐留地及びフランス本土のパリに引き続き常設されていた⁽⁵²⁾。

1999年に軍事裁判所の手続を普通法裁判所の手続の改革に合わせて改めること、及び軍に新たに求められるようになっていた海外任務に軍事司法法典を適合させることを目的として⁽⁵³⁾、「軍事司法法典及び刑事訴訟法典の改革に関する1999年11月10日の法律第99-929号 (Loi n° 99-929 du 10 novembre 1999 portant réforme du code de justice militaire et du code de procédure pénale)」が制定された。この法律により、平時に軍の構成員が国外で行ったあらゆる性質の犯罪に対する管轄権が、平時に常設される唯一の軍事裁判所として新設されたパリ軍裁判所

(48) Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.36-39.

(49) 参謀本部 (État-major des armées)、装備庁 (Direction général pour l'armement) と並ぶ国防大臣の補佐機関であり、会計、人事、福利厚生、法務、記録保存、施設等の事務を所管する (“Organigramme simplifié du ministère des Armées.” Ministère des Armées website <<https://www.defense.gouv.fr/portail/ministere/organisation-du-ministere-des-armees/organisation-du-ministere-des-armees/organigramme-simplifie-du-ministere-des-armees/organigramme-simplifie-du-ministere-des-armees>>).

(50) Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.39-41.

(51) 河島太郎『米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項』(調査資料2019-1-a 基本情報シリーズ27) 国立国会図書館, 2019, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11389345_po_201901a.pdf?contentNo=1>

(52) Saas, *op.cit.*(16), pp.316-317.

(53) “Projet de loi portant réforme du code de justice militaire,” *Assemblée nationale*, n° 677, 4 février 1998, pp.3-7.

(Tribunal aux armées de Paris) に一元化された⁽⁵⁴⁾。

パリ軍裁判所においては、従来の軍事裁判所で検察官を指揮し、国防大臣の命令を受けて公訴の提起を行っていた国防省の職員である政府委員 (commissaire du Gouvernement) の官職が廃止され、司法官から任命される検事正が設置された。軍事司法法典の平時における手続に関する規定はほとんど廃止され、パリ軍裁判所は刑事訴訟法典に基づいて、普通法裁判所の手続及び軍事専門普通法裁判所の手続の特別規定を準用して審理を行うものとされた⁽⁵⁵⁾。

(2) 国際人道法に反する犯罪の処罰

国際人道法とは、国際的な武力紛争又は国際的性質を有しない武力紛争 (内戦) に際して、無用な傷害及び不必要な苦痛から戦闘員を保護するとともに、戦闘に参加していない捕虜、文民等を武力紛争の危険から保護することを目的とした、紛争当事者間の敵対行為を律する条約又は慣習法上の規則のことである⁽⁵⁶⁾。国際人道法に反する行為は国際法上の犯罪である「戦争犯罪」とされ、犯罪を行った個人は刑事責任を問われ、処罰される⁽⁵⁷⁾。

国際条約においては、戦争犯罪を行った個人に対する有効な刑罰を定める立法措置を締約国に約束させるものとして、1949年8月12日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約 (Geneva Conventions for the protection of war victims of 12 August 1949) があり、戦争犯罪として処罰されるべき違反行為の構成要件は、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約第1追加議定書 (Additional Protocol (I) to the Geneva Conventions, 1977) に規定されている⁽⁵⁸⁾。

フランスは、ジュネーヴ諸条約を1951年、第1追加議定書を2001年に批准しているが⁽⁵⁹⁾、これらの条約等に規定する違反行為の構成要件及び刑罰を規定する個別法は制定しておらず、戦争犯罪は刑法典に規定する殺人、拷問、監禁等の一般刑法上の犯罪又は軍事司法法典に規定する規律違反罪等の軍事犯罪として訴追可能であると説明されていた⁽⁶⁰⁾。

2 2010年の改革—国際刑事裁判所に関するローマ規程の規定する犯罪の国内法化—

(1) 改革の経緯

1998年7月17日、ローマで開催された国際刑事裁判所の設立に関する国際連合全権外交使節会議において、国際刑事裁判所に関するローマ規程 (Rome Statute of the International Criminal Court. 以下「ローマ規程」という。) が採択された。フランスはローマ規程の採択に賛成し、2000年6月9日に批准書を国際連合事務総長に寄託した⁽⁶¹⁾。

ローマ規程に基づいて2003年に国際機関として設置された国際刑事裁判所 (International Criminal Court. 以下「ICC」という。) は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の裁判

⁽⁵⁴⁾ Saas, *op.cit.*(16), pp.317-318.

⁽⁵⁵⁾ Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.27-28.

⁽⁵⁶⁾ 鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック 第3版』内外出版, 2020, pp.17-20.

⁽⁵⁷⁾ 藤田久一『国際人道法 新版 (再増補)』有信堂高文社, 2003, pp.196-200.

⁽⁵⁸⁾ 鈴木 前掲注⁽⁵⁶⁾, pp.299-304.

⁽⁵⁹⁾ “Treaties, States parties, and Commentaries – France.” International Committee of the Red Cross website <https://ihl-data-bases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/vwTreatiesByCountrySelected.xsp?xp_countrySelected=FR>

⁽⁶⁰⁾ Marie-Pierre Besson de Vezac, “Les sanctions des violations des Conventions de Genève du 12 août 1949,” *Droit et Défense*, 1997, n° 3, 1997, pp.4-12. <<http://www.afdsd.fr/wp-content/uploads/2017/08/RDD97-3bessondevezac.pdf>>

⁽⁶¹⁾ “Rome Statute of the International Criminal Court.” United Nations Treaty Collection website <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-10&chapter=18>

を行うものとされ、具体的には①集団殺害罪（ジェノサイド罪）、②人道に対する犯罪、③戦争犯罪、④侵略犯罪の4分野の犯罪、すなわちいわゆるコア・クライムに管轄権を行使する。

ローマ規程は「補完性の原則（principle of complementarity）」を掲げている。補完性の原則に基づいて、各国はコア・クライムの刑事裁判を行うために管轄権を行使することができ、ICCは、各国が国内裁判所にコア・クライムを訴追しない場合に、補完的に管轄権を行使する⁽⁶²⁾。

ローマ規程は、締約国に対して、ICCが管轄権を行使する場合の被疑者の引渡し等の協力義務に関する国内法を整備することを求めているが、コア・クライムについて、国内刑法上の犯罪として構成要件と刑罰を定める立法措置を義務としていない。しかし、締約国の一部は、補完性の原則を考慮して、コア・クライムを行った者を、ICCに管轄権を行使させるまでもなく、国内裁判所で訴追して自国で処罰するために、コア・クライムの構成要件と刑罰を定める国内法を整備した⁽⁶³⁾。

フランスは、ローマ規程の批准に当たり、ICCへの協力義務に関して、憲法の改正を含む国内法整備を行ったが、2002年のローマ規程の発効当初にはコア・クライムに関する立法措置をしていなかった⁽⁶⁴⁾。フランス政府は、2006年に「国際刑事裁判所の設置に刑法を適応させる法律案（Projet de loi portant adaptation du droit pénal à l'institution de la Cour pénale internationale）」を国民議会（Assemblée nationale. 以下「下院」という。）に提出し、解散に伴って一旦取り下げた後、2007年2月22日に元老院（Sénat. 以下「上院」という。）に再提出した⁽⁶⁵⁾。

この法律案の目的は、刑法の不備のために国際裁判所（jurisdiction internationale）が自国内に管轄権を行使する可能性が生じることを回避し、かつローマ規程の定める補完性の原則を完全に適用させるために、コア・クライムに関する立法措置を行った諸外国に倣い、必要な場合にコア・クライムを行った者を処罰することができる立法措置を講じることにあった⁽⁶⁶⁾。

(2) 国会における審議

フランス政府が提出した法律案は、刑法典に既に存在していた人道に対する重罪（crimes contre l'humanité）の規定を改正し、集団殺害罪（génocide）の構成要件にローマ規程第25条で定められた集団殺害の実行の扇動を追加すること、人道に対するその他の重罪（autres crimes contre l'humanité）の構成要件にローマ規程第7条で定められた人道に対する犯罪の具体的な類型を明示すること、並びに戦争に関する重罪及び軽罪（crimes et délits de guerre）の規定を新設し、ローマ規程第8条で規定される戦争犯罪の構成要件と刑罰を定めることを主な内容とする。

ただし、ローマ規程の規定を完全にフランス刑法に導入しようとするものではなく、例えば、

⁽⁶²⁾ 藤田久一「国際人道秩序の構築と国際刑事裁判所（ICC）の役割」『法律時報』79巻4号、2007.4、pp.7-9。

⁽⁶³⁾ 真山全「国際刑事裁判所の対象犯罪と国内的対応」『法律時報』79巻4号、2007.4、pp.31-33。

⁽⁶⁴⁾ 新倉修「翻訳 フランス国際刑事裁判所の設置に刑法を適応させる法律案」『青山法学論集』50巻2号、2008、pp.142-143。<<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/11296/00011296.pdf>> フランスがローマ規程発効当初にコア・クライムに関する立法措置を見送った理由は明らかではないが、「国際刑事裁判所との協力に関する2002年2月26日の法律第2002-268号（Loi n° 2002-268 du 26 février 2002 relative à la coopération avec la Cour pénale internationale）」を制定した当時は選挙の直前に当たったために、議員が刑法改正の議論を望んでいなかったという指摘がある（Vergès et al., *op.cit.*(14), pp.896-897.）。フランス政府はローマ規程の発効に当たってICCのフランス国民に対する管轄権行使に猶予期間を求める宣言を行っており、フランス国民が行ったコア・クライムの処罰に関する立法措置を将来的に行う意思を有していたと考えられる（Saas, *op.cit.*(16), pp.343-344.）。

⁽⁶⁵⁾ Vergès et al., *ibid.*, p.897.

⁽⁶⁶⁾ “Projet de loi portant adaptation du droit pénal à l'institution de la Cour pénale internationale,” *Sénat*, n° 308, 15 mai 2007, p.3. <<https://www.senat.fr/leg/pjl06-308.pdf>>

ローマ規程ではコア・クライムには出訴期限が適用されないとして公訴時効が無効とされているのに対して、法律案は、フランス刑法の公訴時効の原則との均衡を考慮して、公訴時効を設定した⁽⁶⁷⁾。

上院の審議では法律案は法務委員会に付託され、委員会の報告書は、効果的な国際刑事制度の確立には国内裁判所の協力が不可欠であるとして、コア・クライムの刑法典への取り込みに賛意を示した。上院は、犯罪の構成要件をローマ規程により近づけるため、数か所の法律案の修正を行ったが、戦争犯罪の公訴時効については法律案の原案を採用した⁽⁶⁸⁾。

2008年6月11日に法律案の回付を受けた下院では、法務委員会に付託され、外務委員会に意見が求められた。下院における審議は長期化したが、下院法務委員会は法律案を修正せずに可決すべきことを報告し⁽⁶⁹⁾、2010年6月13日に下院は法律案を上院修正案どおり可決した。

法律案は、「国際刑事裁判所の設置に刑法を適応させる2010年8月9日の法律第2010-930号(Loi n° 2010-930 du 9 août 2010 portant adaptation du droit pénal à l'institution de la Cour pénale internationale)」として成立し、同年8月11日に施行されて刑法典が改正された。

3 2011年の改革—国外で行われた犯罪に管轄権を行使する軍事裁判所の廃止—

(1) 改革の経緯

2010年3月3日、フランス政府は、「訴訟の配分及び特定の司法手続の軽減に関する法律案(Projet de loi relatif à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles)」を上院に提出した。この法律案の主たる目的は、フランスの複雑な裁判所組織を簡素化することであったが、政府は、国外で行われた犯罪に係る刑事裁判制度の簡素化と統一性の確立を名目として、平時における唯一の軍事裁判所であるパリ軍裁判所を廃止し、パリに所在する軍事専門普通法裁判所に管轄権を移管することをも提案した⁽⁷⁰⁾。

パリ軍裁判所の廃止が提案された背景には、軍事裁判所の公平性に対する批判があった⁽⁷¹⁾。

確かに、1999年の改革により、パリ軍裁判所の手続は、普通法裁判所とほとんど同一となっていた。法律案の審査当時の下院国防委員会の報告書は、「平時には、軍の刑事法制はもはや一般刑法の一部門となり、軍の規律と秩序の維持に関する法としての性質を失う」とまで述べ

(67) *ibid.*, pp.3-5. 侵略犯罪は、2010年にウガンダで開催されたカンバラ会議で採択されたローマ規程の改正により初めて構成要件を定義されており(新井京「侵略犯罪」村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所—最も重大な国際犯罪を裁く—第2版』東信堂, 2014, pp.180-226.)、2006年に作成されたこの法律案には含まれていない。

(68) Patrice Gélard, "Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du règlement et d'administration générale sur le projet de loi portant adaptation du droit pénal à l'institution de la Cour pénale internationale," *Sénat*, n° 326, 14 mai 2008, pp.9, 20-21. <<https://www.senat.fr/rap/107-326/107-3261.pdf>> 上院の審議では、自国民が犯人でも被害者でもない場合であっても訴追できる普遍的管轄権(compétence universelle)を規定すべきかどうかで議員の意見が大きく分かれた。法律案の原案は普遍的管轄権の規定を盛り込んでおらず、法務委員会は普遍的管轄権の規定は原案どおり不要であるとしたが、本会議における修正で犯人がフランス国内に居住していること等を条件とする限定的な普遍的管轄権に関する規定が追加された。

(69) Thierry Mariani, "Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République, sur le projet de loi, adopté par le Sénat (n° 951), portant adaptation du droit pénal à l'institution de la Cour pénale internationale," *Assemblée nationale*, n° 2517, 19 mai 2010, pp.42-90. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r2517.pdf>> 下院の審議では、外務委員会が普遍的管轄権について上院の設定した条件を撤廃して、コア・クライムに対して無条件に普遍的管轄権を行使し得ることを定める修正案を提出したが、法務委員会の審議で外務委員会の修正案は否決された。

(70) "Projet de loi relatif à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles," *Sénat*, n° 344, 3 mars 2010, p.7. <<https://www.senat.fr/leg/pj109-344.pdf>>

(71) Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), p.30.

ている⁽⁷²⁾。それでも、国防大臣の下に置かれるパリ軍裁判所が自ら軍の構成員を裁くことに対して否定的な意見は絶えなかった⁽⁷³⁾。

欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）は、1990年代に出された英国の軍事裁判所に関する判例において、軍事裁判所が独立した司法機関として認められる要件として、①裁判所の構成員の中に法的訓練を経た者を含むこと、②軍の構成員ではない法曹資格を有する者が裁判所の審理に加わっていること、③裁判所の構成員が軍の構成員である場合には、その者の判断が上級機関による懲戒権の行使等の影響を受けないこと等を示した⁽⁷⁴⁾。

フランスにおいては、軍の構成員である軍事司法官（magistrat militaire）⁽⁷⁵⁾を軍事裁判所の検察官及び裁判官として任用する制度や、被告の上官である軍人を判士（juge militaire）として裁判所の構成員に加える制度は平時においてはすでに廃止され、パリ軍裁判所の検察官及び裁判官は全て司法官から任命されていた。しかし、検察官及び予審判事は、司法省から国防省に出向した上で任命されており、国防大臣からの独立性の保証が不十分であると見られていた。特に、検察官については国防大臣が懲戒権を有しており、軍の構成員に対して公平に捜査を行い、国防大臣等の提出する意見書に拘束されずに訴追を行えるかどうか疑問視されていた⁽⁷⁶⁾。

(2) 国会における審議

法律案は上院法務委員会に付託され、外交国防委員会に意見が求められた。

上院外交国防委員会の公聴会では、司法省、パリ控訴院検事長（procureur général）、パリ大審裁判所検事正、弁護士、司法官の職員団体、人権保護団体のみならず、国防省及び参謀本部もパリ軍裁判所の廃止に賛成の意見を表明した。国防省は、パリ軍裁判所の存続よりも、第三章で詳しく述べる軍の構成員が国外で行った犯罪に係る手続の特別規定の維持を重要視した。上院外交国防委員会は、軍事裁判所の設置根拠となる法律を制定していないドイツ、及び2003年に平時における軍事裁判所を全廃したベルギーの事例を参照してパリ軍裁判所の廃止に同意した上で、軍事専門普通法裁判所の司法官に対する軍事知識の研修強化、司法官を補助する軍事書記官の配置等を求める意見書を提出し⁽⁷⁷⁾、法律案は上院で可決された。

上院での可決を受けて2011年4月15日に法律案の回付を受けた下院では、法務委員会に付託され、国防委員会に意見が求められた。

下院国防委員会の意見書もパリ軍裁判所の廃止に同意した上で、パリ軍裁判所から管轄権を

(72) Jean Michel, "Rapport fait au nom de la commission de la défense nationale et des forces armées sur le projet de loi (n° 677), portant réforme du code de justice militaire," *Assemblée nationale*, n° 959, 3 juin 1998, p.53. <<http://www.assemblee-nationale.fr/11/pdf/rapports/r0959.pdf>>

(73) Dominique Moreau, "Pour le maintien d'une justice militaire en France," *Revue défense nationale*, n° 726, janvier 2010, pp.112-116.

(74) 戸田五郎「判例研究 欧州人権条約と軍法会議の独立性・公平性—英国軍法会議に関する欧州人権裁判所の判例を素材として—」『産大法学』38巻3・4号, 2005.2, pp.482-501. <https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1786&file_id=22&file_no=1>

(75) 軍事司法を専門とする将校で、軍事裁判所で訴追及び予審の職務を行っていた。1966年以降、文民の司法官が軍事裁判所の検察官及び予審判事に出向するようになり、任官が停止された（Saas, *op.cit.*(16), pp.315-316.）。

(76) *ibid.*, pp.329-333.

(77) Marcel-Pierre Cléach, "Avis présenté au nom de la commission des affaires étrangères, de la défense et des forces armées sur le projet de loi relatif à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles (procédure accélérée engagée) et sur la proposition de loi de M. Marcel-Pierre Cléach relative à l'aménagement des compétences juridictionnelles en matière militaire et à la simplification de plusieurs dispositions du code de justice militaire," *Sénat*, n° 367, 23 mars 2011, pp.20-21, 49-50, 56-58. <<https://www.senat.fr/rap/a10-367/a10-3671.pdf>> 上院外交国防委員会は、併せて軍事犯罪の規定の簡素化等に関する修正案を提出し、可決された。

引き継ぐ軍事専門普通法裁判所においても、引き続き軍の海外任務の特殊性に配慮する必要があるとして、上記の特別規定については特に改正しないことが適当と結論付けた⁽⁷⁸⁾。下院法務委員会は、国防委員会の意見を踏まえて、パリ軍裁判所の廃止は、犯罪行為を行った軍人を対象とする刑事裁判を一般人を対象とする刑事裁判により近づけようとする長年の改革を更に次の段階に進めるものであると評価し、廃止に賛成した⁽⁷⁹⁾。

以上のようにパリ軍裁判所廃止に関する国会の審議は決着したが、軍事裁判所以外の規定についての審議が紛糾して法律案は両院を往復し、法律の成立までに1年半以上を要した。法律案は、「訴訟の配分及び特定の司法手続の軽減に関する2011年12月13日の法律第2011-1862号(Loi n° 2011-1862 du 13 décembre 2011 relative à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles)」として成立し、2012年1月1日に施行され、パリ軍裁判所は廃止された。

4 2013年の改革—海外任務における軍事作戦で発生する事件の特例の整備—

(1) 改革の経緯

2000年代以降、フランスは、軍の海外任務を1990年代よりも拡大させた。ニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)大統領(在任2007～2012年)は、欧州周縁地域の危機の予防と解決に積極的に関与することを提唱し、アフガニスタンに展開する国際治安支援部隊(International Security Assistance Force. 以下「ISAF」という。)へのフランス軍の参加を拡大した⁽⁸⁰⁾。

海外任務が拡大路線にあった2008年8月18日、アフガニスタンでISAFに参加するフランス軍部隊が、カブール州内の偵察任務中に、ウズビン溪谷と呼ばれる地点で待ち伏せ攻撃を受け、兵士10人が死亡する事件(以下「ウズビン事件」という。)が発生した⁽⁸¹⁾。

ウズビン事件で死亡した兵士の遺族は、国防省の対応に不信を抱き、ウズビン事件の真相の解明と責任者の追及を求めて、2009年11月3日、パリ軍裁判所の検事正に対して、被害者である兵士をウズビン溪谷における偵察任務に従事させた命令に責任がある氏名不詳の上官を、一般刑法上の犯罪である「他人の人身を危険にさらす罪」⁽⁸²⁾の被疑者として告訴した⁽⁸³⁾。検事正は告訴を却下したため、2010年2月10日、兵士の遺族はパリ軍裁判所の予審判事に私訴の原告人となる申立てを行った⁽⁸⁴⁾。

(78) Alain Marty, "Avis présenté au nom de la commission de la défense nationale et des forces armées, sur le projet de loi (n° 3373), adopté par le Sénat après engagement de la procédure accélérée, relatif à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles," *Assemblée nationale*, n° 3530, 15 juin 2011, p.18. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r3530.pdf>>

(79) Marcel Bonnot, "Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République sur le projet de loi (n° 3373), adopté par le Sénat après engagement de la procédure accélérée, relatif à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles," *Assemblée nationale*, n° 3604, 29 juin 2011, pp.35-37. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r3604.pdf>>

(80) 上原良子「フランスの防衛・国家安全保障戦略—サルコジ - オランド期の二つの白書と軍事介入—」『国際情勢』84号, 2014.2, pp.110-111; *Défense et sécurité nationale: le livre blanc*, Paris: Documentation française, 2008, pp.43-44. <http://archives.livreblancdefenseetsecurite.gouv.fr/2008/IMG/pdf/livre_blanc_tome1_partie1.pdf>

(81) "Afghanistan: la France dans la guerre: l'embuscade qui a coûté la vie à dix parachutistes français montre la force des talibans et les difficultés de l'OTAN," *Le Monde*, 21 août 2008.

(82) 他人の人身を危険にさらす罪は刑法典第223-1条に規定されている軽罪で、法律又は規則で課された注意義務又は安全義務を明らかに故意に違反して、他人の身体に障害を残し、又は生命を失う危険にさらした者を1年以下の拘禁又は1万5000ユーロ以下の罰金に処すものである(島岡ほか 前掲注(17), p.78.)。

(83) Nathalie Guibert, "L'armée craint d'être victime de la judiciarisation de la société," *Le Monde*, 12 novembre 2009.

(84) "Les familles des soldats morts à Uzbin, en Afghanistan, vont se constituer partie civile," *Le Monde*, 12 février 2010.

予審判事は、申立てを受理して、検事正に対して、事件に責任がある上官を予審判事に通知することを求める決定を行った。検事正は予審判事の決定を不服としてパリ控訴院に控訴したが、2012年1月30日、同院は控訴を却下した⁽⁸⁵⁾。パリ控訴院検事長は、破棄院に対して、決定が違法であるとして破棄申立てを行ったが、同年5月10日、破棄院は破棄申立てを却下し、予審が開始されることが確定した⁽⁸⁶⁾。

フランス政府は、ウズビン事件に関する裁判所の判断を、海外任務における軍事作戦の実行が適切であったかどうかについて、司法が一般刑法に基づいて判断することを認めたものとして、強い危機感を持って受け止めた。2012年5月19日、フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領 (在任 2012 ~ 2017 年) は、全軍に対して、「軍人はその行動についての不必要な裁判から保護されるに値する」と声明した⁽⁸⁷⁾。

翌 2013 年 8 月 2 日、政府は「2014 年から 2019 年までの軍事計画並びに国防及び安全保障に係る規定を定める法律案 (Projet de loi relatif à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale)」を上院に提出した。政府は、この法律案による法改正の一つとして、軍人が任務の遂行の過程で行った行為が刑事裁判の対象となることを防ぐ特例を整備することを提案した。法律案の提出理由は、ウズビン事件を念頭に、最近の司法手続において軍人に対して刑事裁判の手続が発動されて軍人が予審対象者となるおそれが高まっていると述べ、そのために戦闘行動の特殊な性質に刑事法制を適応させる必要性についての認識が深まっているとした。そして、本法律案により整備される特例は、フランスの軍事政策に異議を唱えようとする活動家が裁判を政策干渉の道具として利用することがないように保証するためにも有効である、とも主張した⁽⁸⁸⁾。

(2) 国会における審議

フランス政府が提出した法律案の刑事法制に関する条項は、刑事訴訟法典、軍事司法法典及び国防法典 (Code de la défense) を改正し、国外で軍事作戦 (opération militaire) に従事する軍人が任務を遂行するために行った行為が犯罪を構成する場合には、検察官の請求があった場合にのみ訴追され得るものとし、犯罪被害者による公訴の発動を禁止する特例を整備することを主要内容とする⁽⁸⁹⁾。

法律案は上院では外交国防委員会に付託されて審査された後、法務委員会が刑事法制に関する意見書を提出した。上院外交国防委員会の報告書は、軍人が武器を使用するような極めて特殊な状況においては、一般刑法がそのままには適用できないと指摘した。そして、軍人の行動が裁判所で刑事責任に問われることは、上官の指揮を阻害して結果として作戦の有効性に影響を与えたり、部下が命令に従って行った行為によって個人として刑事責任を問われることを恐れて命令に反発したりする事態を起こしかねないと述べた。

⁽⁸⁵⁾ Nathalie Guibert, "L'armée craint une judiciarisation des actions de guerre: La cour d'appel de Paris a décidé qu'une enquête pouvait être ouverte sur la tuerie d'Uzbin," *Le Monde*, 1 février 2012.

⁽⁸⁶⁾ "Confirmation de l'ouverture d'une enquête sur la mort de 10 soldats français à Uzbin, en Afghanistan," *Le Monde*, 15 mai 2012. ウズビン事件の予審は非公開で進められたが、判決裁判所への移送決定は行われていない。

⁽⁸⁷⁾ Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.15-18.

⁽⁸⁸⁾ "Projet de loi relatif à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale," *Sénat*, n° 822, 2 août 2013, pp.9-10. <<https://www.senat.fr/leg/pj112-822.pdf>>

⁽⁸⁹⁾ *ibid.*, pp.25-26.

上院外交国防委員会は、法律案を支持した上で、平時と戦時に関わりなく軍が武器を使用する行動において特例が設けられることを明確にするために、法律案の原案における「軍事作戦」の用語を「軍事能力を投入する作戦 (opération mobilisant des capacités militaires)」に改める修正案を提出し⁽⁹⁰⁾、上院法務委員会もこれを支持した⁽⁹¹⁾。

上院での可決を受けて 2013 年 10 月 22 日に法律案の回付を受けた下院では、国防委員会に付託され、法務委員会に刑事法制に関する意見が求められた。下院国防委員会の公聴会では、現行法制の問題点として、上院で指摘された点に加えて、海外任務に参加する軍人が任務のために裁判所で刑事責任に問われる可能性が生じることを司法の不正と感じるおそれがある、軍人に武器の使用へのためらいを生じさせ、結果としてその生命を危険にさらすおそれがある、といった点が指摘され、下院の国防委員会と法務委員会は上院の修正案を支持した⁽⁹²⁾。

法律案は、「2014 年から 2019 年までの軍事計画並びに国防及び安全保障に係る規定を定める 2013 年 12 月 18 日の法律第 2013-1168 号 (Loi n° 2013-1168 du 18 décembre 2013 relative à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale)」として成立し、同年 12 月 20 日に施行された。

Ⅲ 軍の構成員が国外で行った犯罪に係る刑事法制の特別規定

第Ⅲ章では、2013 年までの改革が行われて以降に、軍人その他の軍の構成員が国外で行った犯罪に係る管轄権、裁判所の構成、及び手続に適用される特別規定、並びに海外任務における軍事作戦で発生する事件の特例を取り上げて、その内容を概観する。

1 管轄権

(1) 訴追の対象となる犯罪 (事項的管轄権)

軍の構成員が国外で行った犯罪であって、軍事専門普通法裁判所が管轄権を行使し得るものは、軍事司法法典に規定する軍事犯罪並びに刑法典その他の法律及びデクレに規定する一般刑法上の全ての犯罪である。

戦争犯罪は刑法典に規定され、一般刑法上の犯罪とされる。

(i) 軍事犯罪

軍事犯罪は、軍事司法法典の法律の部 (Partie législative) 第 3 編第 2 章「軍の秩序に関する罪 (infractions d'ordre militaire)」に規定されており、脱走、自傷行為等の軍務を忌避しようと

⁽⁹⁰⁾ Jean-Louis Carrère, "Rapport fait au nom de la commission des affaires étrangères, de la défense et des forces armées sur le projet de loi relatif à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale," *Sénat*, n° 50, 8 octobre 2013, pp.110-112, 131-132. <<https://www.senat.fr/rap/113-050/113-0501.pdf>>

⁽⁹¹⁾ Jean-Pierre Sueur, "Avis présenté au nom de la commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du règlement et d'administration générale sur le projet de loi relatif à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale," *Sénat*, n° 56, 9 octobre 2013, p.23. <<https://www.senat.fr/rap/a13-056/a13-0561.pdf>>

⁽⁹²⁾ Patricia Adam et Geneviève Gosselin-Fleury, "Rapport fait au nom de la commission de la défense nationale et des forces armées sur le projet de loi (n° 1473), adopté par le Sénat, relatif à la programmation militaire pour les années 2014 à 2019 et portant diverses dispositions concernant la défense et la sécurité nationale, tome 1," *Assemblée nationale*, n° 1551, 14 novembre 2013, pp.214-217. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r1551-t1.pdf>>

する罪（L 第 321-1 条～L 第 321-24 条）、略奪、破壊等の名誉と義務に対する罪（L 第 322-1 条～L 第 322-18 条）、反抗、上官侮辱等の規律に対する罪（L 第 323-1 条～L 第 323-23 条）及び命令違反（L 第 324-1 条～L 第 324-11 条）から成る。軍事犯罪は全て重罪又は軽罪であり、違反行為によっては戦時と平時で異なる重さの刑罰が適用される。

軍事犯罪の罰則は、軍人が服する軍事上の義務及び規律に対する違反を処罰することを目的としており、有罪の宣告を受けた者が別の犯罪を行っても累犯としては扱われない（軍事司法法典 L 第 265-3 条）⁽⁹³⁾。

（ii）戦争犯罪

戦争犯罪は、刑法典の法律の部第 4 編の 2「戦争に関する重罪及び軽罪」に規定されており、文民を故意に攻撃する罪等の国際的な武力紛争と国際的性質を有しない武力紛争に共通する戦争犯罪（第 461-2 条～第 461-18 条）、占領地域の住民を追放する罪等の国際的な武力紛争に特有の戦争犯罪（第 461-19 条～第 461-29 条）、及び紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずる罪等の国際的性質を有しない武力紛争に特有の戦争犯罪（第 461-30 条～第 461-31 条）から成る。

この第 4 編の 2 は、2010 年の刑法典改正でローマ規程第 8 条に規定する戦争犯罪の構成要件を国内法化するために新設されたものであるが、条文の順序をローマ規程のものからフランス国内法独自のものに組み替えている。また、刑法典の他の編に定めのある犯罪は重複して規定しないが、その犯罪が国際的な武力紛争又は国際的性質を有しない武力紛争において戦争犯罪として行われた場合には、最高刑が引き上げられる（刑法典第 462-1 条）⁽⁹⁴⁾。

ローマ規程の戦争犯罪は、犯罪の不処罰事由及び上官の不作为に対する刑事責任において、フランス刑法の総則と異なる点がある。

ローマ規程第 33 条は、犯罪が政府又は上官の命令によって行われたという事実は、命令が明白に違法ではなかった場合を除いて、不処罰事由にならないとしている。

他方、フランス刑法の総則は、法律又は規則の規定によって命じられ、又は許容される行為、及び正当な権限を有する官憲によって命令された行為は、刑事責任を負わないものとする（同法典第 122-4 条）。そのため、刑法典は、戦争犯罪についての例外として、法律の規定や正当な権限を有する者の命令による行為であることを理由として刑事責任を免れることはできないものとした（同法典第 462-8 条）。

また、ローマ規程第 28 条は、軍の指揮官その他の上官が、部下が戦争犯罪を行っており若しくは行おうとしていることを知っており、又は知っているべきであった場合、及び戦争犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は調査及び訴追のために事案を権限のある当局に付託するために自己の権限の範囲内で必要かつ合理的な措置を取ることをしなかった場合に、刑事責任を問われると規定している。

フランス刑法の総則は、犯罪の構成要件となる客観的な行為を実行した者を正犯（auteur）、情を知りながら幫助又は援助によって犯罪を準備し、又は犯罪の遂行を容易にした者、及び犯罪を教唆し、又は犯罪を実行するために指示を与えた者を共犯（complicité）として等しく処

⁹³ 島岡ほか 前掲注(17), pp.19-20.

⁹⁴ Vergès et al., *op.cit.*(14), pp.900-901.

罰すると定めており（同法典第 121-4 条～第 121-7 条）⁽⁹⁵⁾、上官の不作为は、正犯としても共犯としても刑事責任を問うことができない。そのため、刑法典は、戦争犯罪については、共犯の概念の例外として、上官は、戦争犯罪の防止のために必要かつ合理的な全ての措置を取らなかったことについて刑事責任を負い、共犯として処罰されるものとした（同法典第 462-7 条）⁽⁹⁶⁾。

なお、核保有国であるフランスは、ローマ規程の批准時に、第 8 条の戦争犯罪の規定は核兵器の使用を規制したり、禁止したりするものではないとする解釈宣言を行った⁽⁹⁷⁾。刑法典は、この解釈宣言を国内法化し、フランスが自衛権を行使するために必要な措置として、国際条約で禁止されていない核兵器その他の兵器を使用することは、刑法典が規定する戦争犯罪には当たらないと定めている（同法典第 462-11 条）⁽⁹⁸⁾。

(2) 訴追の対象となる場所（場所的管轄権）

軍事専門普通法裁判所は、フランスの国外で、地位協定等の国際約束⁽⁹⁹⁾ の条件の下で、フランス軍の構成員によって、又はフランス軍の構成員に対して行われたあらゆる性質の犯罪に管轄権を行使し得る（刑事訴訟法典第 697-4 条及び軍事司法法典 L 第 121-1 条）。

また、軍の艦艇若しくは軍用機に搭乗中に、又は軍の艦艇若しくは軍用機に対して行われたあらゆる種類の犯罪に管轄権を行使し得る（刑事訴訟法典第 697-2 条）。

前述のとおり、フランス刑法の総則は、国外でフランス国民によって、又は国外でフランス国民に対して行われた重罪及び軽罪に限って国外犯規定を有するが、軍事専門普通法裁判所で訴追され得る国外で行われた犯罪は、地位協定等の条件の下で、違警罪にも及ぶ⁽¹⁰⁰⁾。

(3) 訴追の対象となる者（人的管轄権）

軍事専門普通法裁判所が国外犯で管轄権を行使し得る者は、国外にいる軍の構成員（membres des forces armées）又は許可を得て軍に随伴している者（personnes à la suite de l'armée en vertu d'une autorisation）である（軍事司法法典 L 第 121-1 条）。

国外にいる軍の構成員とは、軍人のほか、軍に雇用されている文民の職員、家族の長に同行している扶養家族、軍の艦艇の乗組員名簿又は軍用機の搭乗員名簿に記載された者、軍と法律上又は契約上の関係を有さないが軍の統制に服し職務を行う者、拿捕した船の乗組員、及び捕虜を含む（同法典 L 第 121-2 条～L 第 121-5 条）。

軍事専門普通法裁判所は、国外にいる軍の構成員に対して犯罪行為を行った者にも、フランス刑法を適用して管轄権を行使することができる（刑事訴訟法典第 697-4 条）。

また、軍事専門普通法裁判所は、国外でフランス軍又はその施設若しくは物品に対して行わ

⁽⁹⁵⁾ 島岡ほか 前掲注(17), pp.37-42.

⁽⁹⁶⁾ Vergès et al., *op.cit.*(14), pp.902-903.

⁽⁹⁷⁾ “Rome Statute of the International Criminal Court,” *op.cit.*(61) フランスは、戦争犯罪を定義する国際条約の一つであるジュネーヴ諸条約第 1 追加議定書についても、核兵器の使用を制約するおそれを危惧し、2001 年まで批准を拒否していた（樋口一彦「1977 年ジュネーヴ諸条約追加議定書への参加をめぐる諸国の態度—フランスおよび米国の参加拒否を中心に—」藤田久一ほか編『人権法と人道法の新世紀—竹本正幸先生追悼記念論文集—』東信堂、2001, pp.347-354.）。

⁽⁹⁸⁾ “Projet de loi portant adaptation du droit pénal à l'institution de la Cour pénale internationale,” *op.cit.*(66), pp.4-5.

⁽⁹⁹⁾ 国家、国際機関等の国際法主体の間で作成される法的な権利義務関係を設定するための合意を総称して国際約束という。一般には文書で作成され、典型的なものには条約があるが、合意議事録、交換公文等の様々な文書形式がある（林景一「国際約束」国際法学会編『国際関係法辞典 第 2 版』三省堂、2005, pp.323-324.）。

⁽¹⁰⁰⁾ Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.101-115.

れた、フランスの一般刑法に服する犯罪の全ての正犯及び共犯、並びに国外で行われた同裁判所の管轄権に服する犯罪の全ての正犯及び共犯にも管轄権を行使することができる（軍事司法法典 L 第 121-7 条及び L 第 121-8 条）⁽¹⁰¹⁾。

2 裁判所の構成

(1) 管轄権を行使する裁判所

平時に国外で行われた軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪は、パリに所在する軍事専門普通法裁判所であるパリ司法裁判所及びパリ重罪院が管轄権を行使する（刑事訴訟法典第 697-4 条）⁽¹⁰²⁾。

全ての犯罪はパリ司法裁判所において訴追され、予審が行われる。

重罪は、パリ司法裁判所の予審判事からパリ重罪院に移送され、判決が下される。

軽罪及び違警罪は、パリ司法裁判所の刑事部に置かれる軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪を担当する軽罪裁判所に移送され、判決が下される。なお、違警罪においては、軽罪裁判所を構成する裁判官の中から、パリ司法裁判所長の命令を受けた 1 名又は複数名の裁判官が、裁判を担当する（同条）。

国外で行われた軽罪及び違警罪の刑事裁判を行うために必要があるときは、国際条約又は協定に認められた条件の下で、コンセイユ・デタの議を経たデクレに基づいて、国外にパリ司法裁判所の派出法廷（*chambre détachée*）を設置することができる（同法典第 697-5 条）。

(2) 検察官

パリ司法裁判所において、国外で行われた軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪を捜査して訴追する検察官は、パリ司法裁判所の検察官の中から検事正によって指名される（同法典第 697-4 条）。この検察官は、パリ司法裁判所検事局で軍人の犯罪を所管する第 5 部 AC3 課（5^{ème} division, Section AC3）に配属される。

軍に関係する犯罪の捜査は、軍事に関する専門的な知識が必要と考えられている。このため、国外で行われた軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪を担当する検察官には、軍の海外任務の特殊性に関する専門的な訓練が行われている⁽¹⁰³⁾。

(3) 裁判官

パリ司法裁判所において、国外で行われた軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪の予審を担当する予審判事は、パリ司法裁判所の裁判官の中から裁判所長によって指名される（同法典第 697-4 条）。

司法裁判所で軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪を担当する軽罪裁判所を構成する裁判官は、その裁判所の裁判官会議（*assemblée générale*）の意見に基づいて指名される（同法典第 697 条）。裁判官会議の意見については形式的であり、軍事に理解がある特定の裁判官が指

⁽¹⁰¹⁾ *ibid.*, pp.50-55.

⁽¹⁰²⁾ *ibid.*, p.35. なお、戦時には、国外で軍の部隊が駐留又は作戦行動中の地区に軍裁判所（*tribunal militaire aux armées*）及び憲兵裁判所（*tribunal prévôtal*）が設置され、パリに所在する軍事専門普通法裁判所の管轄権は停止する。憲兵裁判所は罰金 750 ユーロ以下の違警罪に管轄権を行使する（中村 前掲注³⁶, pp.59-60.）。

⁽¹⁰³⁾ Gadaud et Bavart, *ibid.*, pp.35-36.

名されているという指摘がある⁽¹⁰⁴⁾。

3 手続

(1) 捜査

国外で駐留又は作戦行動中の部隊には、国家憲兵隊 (gendarmérie)⁽¹⁰⁵⁾ の隊員が憲兵 (prévôté) として派遣され、軍事司法警察 (police judiciaire militaire) の職務を執行する (軍事司法法典 L 第 411-1 条～L 第 411-2 条)。

検察官、予審判事及び司法警察員 (officier de police judiciaire)⁽¹⁰⁶⁾ は、軍の施設で犯罪の現場検証及び捜査を行う場合には、軍の当局者に捜査の性質と理由を伝えて立入りを求めなければならず、機密保持に関する指示を尊重することを求められる (刑事訴訟法典第 698-3 条)。

(2) 訴追

国外で行われた軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪の訴追は、パリ司法裁判所の検事正が公訴を提起して行う。

国防大臣等は、検事正に対して犯罪を告発することができるが、検事正は国防大臣等から告発を受けた事件であっても、必ず公訴を提起しなければならないという義務はない。

検事正は、国防大臣等からの告発を受理していない犯罪について公訴の提起を行おうとするときは、事前に国防大臣等に意見書を提出するように請求しなければならない (同法典第 698-1 条)。意見書には事件の状況、訴追される者に下された懲戒処分の内容等が記され、裁判記録に記載される。意見書の法的性質は検事正に対する助言であって法的拘束力は持たないが、多くの場合、検事正の決定に影響を与えているとされる⁽¹⁰⁷⁾。

重要な事件や権限を与えられた軍の当局者が未設置の国外で発生した事件では、国防大臣が意見書を提出する。この意見書は、司法省から国防省に出向して、法務局の軍事刑事訟務部に配属されている司法官が作成する⁽¹⁰⁸⁾。

(3) 予審

国外で行われた軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪の予審においては、予審判事又は勾留決定判事は、現役の軍人及び軍人に相当する者 (軍の艦艇の乗組員、軍用機の搭乗員、軍の統制に服し職務を行う者等) が予審対象者である場合に、その者を司法上の監督 (contrôle judiciaire)⁽¹⁰⁹⁾ の下に置くことを決定することができない (軍事司法法典 L 第 211-22 条)。

国外に派遣されている軍人は、軍事専門普通法裁判所における予審対象者になったとしても、勾留決定判事によって未決勾留が決定されない限り、司法上の監督の下に置かれて移動の制限

⁽¹⁰⁴⁾ Saas, *op.cit.*(16), p.327.

⁽¹⁰⁵⁾ 内務省及び国防省に両属する軍事組織で、国内では内務省の国家警察とともに警察任務に当たる (Guillien・Vincent 前掲注(18), p.213.)。

⁽¹⁰⁶⁾ 検事正の指揮の下で、予審開始前の警察捜査及び現行犯捜査、並びに予審開始後に予審判事が委託する捜査を執行する警察官、国家憲兵隊の隊員等の公務員を司法警察員という (島岡ほか 前掲注(17), pp.140-142.)。

⁽¹⁰⁷⁾ Aurélie de Andrade, "Une particularité de la procédure pénale applicable aux militaires: l'avis du ministre de la défense," *Revue de science criminelle et de droit pénal comparé*, 2002, n° 1, janvier-mars 2002, pp.71-80.

⁽¹⁰⁸⁾ Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.39-41, 81-82.

⁽¹⁰⁹⁾ 予審の係属中に予審判事又は勾留決定判事が決定することのできる処分。司法上の監督の下に置かれた予審対象者は、判事によって決定された一定の義務に従わなければならない (島岡ほか 前掲注(17), pp.173-174.)。

を義務付けられることはない。この規定は、軍事上の要請に応じて軍人を自由に配置することのできる軍の権限が、予審により制限されることのないように設けられている⁽¹¹⁰⁾。

未決勾留の決定を受けた軍人は、軍の特別区画 (quartier spécial aux militaires)、憲兵刑務所 (prison prévôtale) 又は軍当局に指定された施設に収容される (刑事訴訟法典第 698-5 条及び軍事司法法典 L 第 211-21 条)。

(4) 弁護

国外にいる軍の構成員又は許可を得て軍に随伴している者は、遠隔地にあるために弁護士による弁護が困難な場合に限り、パリ司法裁判所が作成するリストの中から選任した軍人による弁護を受けることができる (軍事司法法典 L 第 211-25 条)。フランスの裁判所における被告人は、欧州人権条約 (European Convention on Human Rights) に基づいて、本来は弁護士による弁護を受ける権利が保証されていなければならない、軍人による弁護は例外的な措置である⁽¹¹¹⁾。

(5) 公判

重罪院は、予審判事から移送された重罪が軍事犯罪又は国防上の機密を公にするおそれがある一般刑法上の犯罪である場合には、司法官である裁判官 5 人で構成され、市民から抽選される陪審員を置かない (刑事訴訟法典第 698-6 条及び第 698-7 条)。

上記の構成の重罪院を含め、軍事専門普通法裁判所の管轄権に服する犯罪の判決の裁判を行う裁判所 (軽罪裁判所及び重罪院) は、公判を公開することにより国防上の機密を公にするおそれがあることが明らかであると認める場合には、非公開審理を行うことを決定することができる (同法典第 698-9 条)。

(6) 刑罰

軽罪裁判所及び重罪院は、脱走、反抗、命令違反等の軍事犯罪の判決において、軍事司法法典の規定に基づいて、軍人に軍籍剥奪 (destitution) 及び階級剥奪 (perte du grade) の軍事刑罰 (peine militaire) を宣告することができる (同法典第 698-8 条)。

自由剥奪刑 (peine privative de liberté) は、軍人も、軍人以外の者と同様に宣告された刑罰を科される (軍事司法法典 L 第 262-1 条)。刑の宣告を受けた者が判決の前に、同一の事件についての懲戒処分により自由を奪われていた場合は、その期間は未決勾留期間と同等とみなされ、刑期に算入され得る (同法典 L 第 262-2 条)。

4 海外任務における軍事作戦で発生する事件の特例

(1) 軍人の戦闘による死亡の立件の制限

刑事訴訟法典では、死亡した者の死因が不明又は疑わしい場合には、司法警察員は当該死亡者について検察官に通知し、犯罪行為の存在の有無についての捜査を開始しなければならないとされている (刑事訴訟法典第 74 条)。

国外における軍事作戦の一環として行われた戦闘行動中の軍人の死亡は、不明又は疑わしい

(110) Gadaud et Bavart, *op.cit.*(44), pp.84-87.

(111) *ibid.*, pp.46-47.

死因は存在しないと推定される（軍事司法法典 L 第 211-7 条）。この場合、明らかに犯罪行為に起因する死亡であるという証拠がない限り、死因の捜査は行われない⁽¹¹²⁾。

(2) 任務遂行における行為の免責

軍人が任務の遂行中に行った故意ではない行為については、その軍人が保有する権限、能力及び手段、並びに任務に起因する特有の困難さを考慮して、通常の注意義務を実施していなかったことが確認されない限り、刑事責任から免責される（国防法典 L 第 4123-11 条）。

また、国際法を遵守した上で、軍事能力を投入する作戦の一環として、その任務の行使に必要とされるときに、強制措置をとったり、武力を行使したり、それらを命令したりした軍人は、その行為に刑事責任を負わない（同法典 L 第 4123-12 条）。

これらの規定により、作戦を命令したり、作戦に参加したりした軍人は、通常の注意義務を懈怠して重大な過失犯を行ったり、故意により戦争犯罪等の国際法その他の法規に違反する犯罪行為を行ったりしたものと認められない限り、刑事責任を問われることはない⁽¹¹³⁾。

(3) 犯罪被害者による公訴の発動の制限

犯罪被害者による告訴等の手続は、その行為が①作戦に参加する軍人によって、任務の遂行の過程で行われたものであるか、②それ以外の場合に行われたものであるかによって区分される。

(i) 作戦に参加する軍人によって、任務の遂行の過程で行われた行為

国外で行われる人質の解放、国民の避難、公海上での警察活動等、軍事能力を投入する作戦の一環として、軍人が任務を遂行するために行った行為は、検察官の請求があった場合にのみ訴追され得る（刑事訴訟法典第 698-2 条第 2 項）。

この場合、犯罪被害者は、パリ司法裁判所の検事正に告訴をすることはできるが、犯罪が重罪又は軽罪であっても予審判事に私訴の原告人となる申立てをして公訴の発動をさせることはできない。ただし、犯罪被害者は、検事正が公訴を提起して犯罪行為者が訴追された後に、私訴の原告人となる申立てをして、刑事裁判を通じて犯罪行為者に犯罪で生じた損害の賠償を求める権利は認められる（同条第 1 項）。

(ii) 上記以外の場合に行われた行為

軍人が軍事能力を投入する作戦において任務の遂行の過程以外で行った行為、及び作戦に参加していないときに行った行為については、一般刑法の国外で行われた犯罪の訴追に関する規定が適用される（軍事司法法典 L 第 211-11 条）。

刑法典は、国外で行われた犯罪について、軽罪は検察官の請求があった場合にのみ訴追されるものと規定しており（刑法典第 113-8 条）、重罪の犯罪被害者のみが私訴の原告人となる申立てをして公訴の発動をさせることができる⁽¹¹⁴⁾。

公訴の発動の結果として、検事正が予審判事に追加予審請求又は検察官意見書を提出する場合、検事正は、自ら予審開始請求を行う場合と同様に、事前に国防大臣等に意見書の提出を請

⁽¹¹²⁾ *ibid.*, p.95.

⁽¹¹³⁾ *ibid.*, pp.97-98.

⁽¹¹⁴⁾ *ibid.*, pp.95-97.

求する必要がある（刑事訴訟法典第 698-1 条）。

おわりに

フランスは、2000 年代まで、国外で軍人その他の軍の構成員が行ったあらゆる性質の犯罪を軍事裁判所において訴追したが、軍事裁判所は、司法機関としての独立性を欠いた不公正な裁判を行っているとする批判を払拭することができなかった。軍事司法制度を一般人を対象とする刑事法制に統合する改革は 1980 年代から段階的に行われており、2011 年の軍事司法法典改正により常設の軍事裁判所が全廃され、普通法裁判所に管轄権が移管されるに至った。

また、国際人道法に反する犯罪については、長年にわたって特別な立法措置は行われず、ローマ規程の批准時にも ICC が管轄権を行使し得るコア・クライムの構成要件と刑罰を定める国内法の整備は行われていなかったが、2010 年の刑法典改正により、コア・クライムを一般刑法上の犯罪として規定した。

しかしながら、フランスの政府及び国会は、刑事裁判や一般刑法が海外任務における軍事作戦の実行を制約するおそれを危惧してきた。そのため、国外で軍の構成員が行った犯罪は専門の知識を有する司法官が所属する特定の裁判所が専属的に管轄権を行使するものとし、そこでは軍の特殊性を踏まえた審理が行われるように特別規定が維持された。海外任務への派遣を政策として決定する政府、海外任務において作戦を立案して命令する軍の上官、海外任務に派遣されて作戦に参加する軍人に不利益が生じるおそれには特に注意が払われ、ウズビン事件を経て、このようなおそれが現実のものとならないように制度的な保証が念入りに施された。

フランスが刑事法制を海外任務の拡大に適応させた経緯と現状は、以上のようにまとめることができる。

我が国は、旧軍の解体以来、軍事裁判所を設置していないこと⁽¹¹⁵⁾を始めとして、フランスとは事情が大いに異なるが、自衛隊の海外活動に係る刑事法制を検討する場合には、フランスで議論されてきたように、隊内の秩序と規律の維持と公正な裁判をどのように両立させるか、そして、隊員が置かれている時と場所に依じて、どのような違反に刑事責任を課し、どのような罰則を設けることが自衛隊の適正な活動に資するかについて、十分な議論を尽くすことが求められる。

(はやし しゅんすけ)

(115) 1947 (昭和 22) 年に廃止された我が国の軍事裁判所は軍法会議と称され、軍人を裁判長としていた。旧軍の軍刑法及び軍法会議は 1857 年制定のフランス陸軍軍事司法法典の影響を受けたとされており、軍法会議の名称も当時のフランス陸軍の軍事裁判所である軍法会議 (conseil de guerre) に由来している (山本政雄「旧陸海軍軍法会議法の制定経緯—立法過程から見た同法の本質に関する一考察—」『防衛研究所紀要』9 巻 2 号, 2006.12, pp.47-48. <http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j9_2_3.pdf>)。他方、フランスの軍事司法制度は、革命期に「軍人は軍人である前にフランス市民である (on est citoyen français avant d'être soldat)」とされて以来、軍人を対象とする裁判を一般人を対象とする裁判に統合しようとする傾向と、軍の機能上の特殊性に配慮して裁判の例外を拡張しようとする傾向の間で揺れ動いてきた (Jörg Gerkrath, "Military Law in France," Georg Nolte, ed., *European Military Law Systems*, Berlin: De Gruyter Recht, 2003, p.323.)。我が国が範とした 1857 年の陸軍軍事司法法典は、軍人を対象とする裁判の例外を幅広く規定しており、第一次世界大戦 (1914 ~ 1918 年) で手続が拙速で弊害があるとして問題視された結果、1928 年に新しい陸軍軍事司法法典が制定された。この 1928 年の改革により、軍法会議が廃止されて手続を普通法裁判所に近づけた軍事裁判所 (tribunal militaire) が設置され、平時には文民の司法官を裁判長とした (Pierre Huguency, *Traité théorique et pratique de droit pénal et de procédure pénale militaires, suivi d'un formulaire et des principaux textes relatifs à la justice militaire*, Paris: Sirey, 1933, pp.20-21.)。